

京都市訓令甲第14号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成21年10月30日

京都市長 門 川 大 作

第2条第1号ア中「第1条」を「第1条第1項」に改め、「課（」の右に「同項に規定する」を、「含む。）」の右に「及びセンター」を加え、同条第18号エ中「、歴史資料館及び職員研修センター」を「及び歴史資料館」に改め、同条第19号中「繊維技術センターにあっては」の右に「副室長又は」を、「課長」の右に「若しくは担当課長」を加える。

附 則

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)